

電力・ガス取引監視等委員会

第18回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年9月7日（水） 10：00～11：53
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第18回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局、ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれては、御多忙のところ御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、梶川委員は冒頭少し遅れて入られると聞いており、途中退席をされる予定と聞いております。

また、オブザーバーとして本日も一般送配電事業者各社に御出席をお願いしております。委員、オブザーバーの皆様におかれましては、各議題について一般送配電事業者に直接御質問されても、各社の皆様方にはそういうことがあり得るとお伝えしているところでございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 はい、承知いたしました。

それでは、議事次第に従って進めますが、議事次第にありますように今日は2つ議題がございます。制御不能費用及び事後検証費用の費用検証結果、それから事業報酬率の検証結果についてでございます。

では、まず最初の「制御不能費用及び事後検証費用の費用検証結果について」、これに

入りたいと思います。

まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3について御説明いたします。

まず、2ページ目でございます。本日の会合において御議論いただきたい事項になります。

読み上げますけれども、レベニューキャップ制度では、指針上、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な影響を受ける費用や、効率化が困難な費用につきましては、予め「制御不能費用」と定義した上で、規制期間における見積費用が参照期間における実績に照らして妥当である場合又は一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合、その費用を収入の見通しに算入することを認めることとしております。これが制御不能費用です。

また、外生的な影響を受ける費用であっても、一般送配電事業者に対して一定の効率化を求めることが妥当と整理される費用については、予め「事後検証費用」と定義した上で、規制期間における見積費用が参照期間における実績に照らして妥当である場合又は一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合、その費用を収入の見通しに算入することを認めることとしております。これが事後検証費用に当たります。

この「制御不能費用」「事後検証費用」の対象とされている費用項目における具体的な検証方法については、審査要領において規定されております。

本日の会合では、「制御不能費用」及び「事後検証費用」のうち、調整力に係る費用項目についてはまた後日の本会合におきまして御議論いただきますので、調整力の費用項目以外のものについて本日事務局から作業結果を御報告しますので、審査要領等を踏まえまして報告内容について御議論いただきたいと思いますと考えております。

3ページ目以降で、制御不能費用について事務局の作業結果を御報告いたします。

4ページ目、5ページ目で、この制御不能費用の対象費用の一覧を示しております。先ほど申し上げたとおり、調整力費用関係につきましては次回以降議論させていただきたいと考えております。

5ページ目も、続けてこの対象費用が掲載されております。

6ページ目以降に審査要領あるいは審査の検証のポイントについて記載されております。既に御議論いただいたものでございますので、本日は説明を省略いたします。

8ページ目を御覧ください。本日この制御不能費用だけで14項目、⑭までありますけれども、①から順々に御説明いたします。

まず最初に、退職給付金の数理差異償却でございます。この数理差異償却とは何かということですが、既に見積りがされている退職給付債務につきまして、実際の昇給率や退職率、運用実績等との差異が生じた場合、この数理差異分というものが発生いたします。これを数年かけて償却していくということになっております。このレベニューキャップ制度の期初の見積り方法といたしましては、審査要領等で決まっておることとしては、この期初、2021年度までに発生した数理差異に対する規制期間における償却額を見積もってこの収入見通しに含めるということになっております。2022年度に発生する数理差異については、これは今年度ですので合理的な想定が困難ということで、事後調整により対応するという整理がなされております。

9ページにおきまして、検証結果でございますけれども、2021年度までに発生した数理差異について、基本的に各社適切に織り込んでいるというふうに確認しております。

10ページ目は、この数理差異の償却のイメージを示したものですけれども、説明は割愛させていただきます。

続きまして、11ページ、P C Bの処理費用でございます。これはP C B廃棄物について、法令において処理対象及びその期日が決まっているということで、コントロールが困難なので制御不能費用に入っているということでございます。

それで、この期初の見積り方法でございますけれども、特に柱上変圧器のようなものにつきまして、このP C B廃棄物の処理については法令に基づき2026年度までに完了させる必要があるとされているということで、2023年度から2026年度の4年間に発生する費用を見積もることとすると、こういうふうになっております。

その検証結果でございます。12ページですが、P C B処理につきましては、各社とも処理計画に基づき、過去の参照期間に一定の引当金を計上しております。一部の事業者におきまして、規制期間において発生する費用の一部については見積り値として算入しているということが確認されております。

ちょっと具体的に申し上げますと、この表のうち、北海道、北陸についてはバーが並んでおりますけれども、この2社におきましては引当金を計上済みであるということで、規制期間においては算入を行っておりません。東北、中部については、過年度において引当済みの金額がちょっと計算上この規制期間において考慮されていなかったということが分かりましたので、これは事務局から指摘して調整を行っていただくということになります。それから、東北電力の数値におきましては、この使用中の低濃度P C B使用製品の処理費

用であるということになっております。より詳細な説明につきましては、後ほど各社から説明を行っていただきたいと事務局としても考えております。

13ページでございますけれども、各社取扱いが違う部分もありますけれども、この点については、まず基本的な考え方として、このP C B処理につきましては1990年以降ずっと行ってきたものでございまして、各社適切な処理計画に基づいて、過年度において必要な引当を実施済みであるというのがまず1つ目の基本的な考え方だと考えております。

こう考えますと、期初において、規制期間における見積り値を計上することは、基本的に認められないと整理することが妥当ではないかと。これが原則と考えておりますけれども、その上で、P C B処理費用が、その性質上、制御不能費用と位置付けられていることに鑑みまして、規制期間における費用増加分については、単価・数量の見直し分については、制御不能費用として事後的な調整を行うこととしてはどうかと考えております。

ただ、こういうふうに基本的には算入を認めないということでありまして、※のところを書いてありますが、規制期間に発生することが合理的に説明された費用——この中には、法律上の義務がない使用中資産の低濃度P C Bに係る費用や資産除去債務の償却費用等も含まれますけれども、そういったものについてはちょっとこの扱いからは別に考えるということとしてはどうかと考えております。

その上で、先ほどの表におきましても、関西電力につきましてはほかの会社に比べまして規制期間の見積額が大きくなっております。この理由を確認したところ、2018年度以降に柱上変圧器のP C B処理の運用方法を変更したことによる影響であるという説明を頂いております。さらに申し上げますと、この関西電力送配電においては1990年度から2018年度まで、効率化を目的として、変圧器の取替ではなくて、このP C B混入の柱上変圧器について除染修理をして再使用をするという運用を行ってまいりました。その後、2018年に再使用している変圧器からP C Bが検出されたので、こうした柱上変圧器の再使用を中止し、改修計画を見直して、その結果としてこの規制期間中においても増分コストが発生すると、このように聞いております。詳細については、更に事務局といたしましても関西電力送配電からより詳しく後ほど説明いただきたいと考えております。

こうした、特に関西電力の運用見直しに係る規制期間における費用増加分については、今後どういう取扱いにするか検討が必要と考えておりますけれども、委員の皆様方におかれましては御見解をお示しいただきますとありがたく存じます。

続きまして、14ページでございます。賃借料でございますが、賃借料については、この

送配電設備の設置に伴いまして、他社の資産等を使用した場合の使用料、賃借料ということで、この関係の借地料等についてはガイドラインなどにおいて準じて設定されると。あるいは、道路占用料なども法令で決まったものであるというふうに認識しております。この費用については、過去5年間の実績値を規制期間における見積費用とするということになっております。

16ページについては同じような内容ですので、説明を省略します。

続きまして、すみません、16ページでございますが、賃借料でございますが、東京電力P Gを除く9社につきましては、この数字が過去5年間の実績値を見積り値としている、規定どおりということを確認しております。一部関西電力については少し調整を行っております。

それから、東京電力につきましては、ちょっと道路占用料の単価が変わったということで独自の展開で算入額を計算されておりますけれども、これについては事務局といたしましては、2019年度～2021年度の3年間の平均値を規制期間の見積り値とすることが適当と考えております。そうしますと、収入額は2億円減少するということになります。

④ですけれども、17ページで受益者負担金についてです。受益者負担金につきましては、これは地方自治体が公共工事で設置する電線共同溝等々において、一般送配電事業者が負担することになっている費用を算入することになっております。これにつきましては、2017年度～2021年度の5年間ににおける実績値を見積費用とするということになっております。

18ページにおきまして検証結果を記載しておりますけれども、規定どおり過去実績値を見積り値に算入していることを確認しております。

続きまして、19ページでございますが、広域機関の会費です。広域機関の会費については、法令によって送配電事業者が支払うことを義務付けられておりますけれども、これは毎年度、その都度金額が決定されます。なので、2022年度の会費額を5年間分収入見通しの中に含めることになっております。

20ページですけれども、事務局において確認いたしまして、基本的に問題ないということを確認しております。ただ、一部の会社において、この表において2022年度の会費額と規制期間の5年間の平均が一部一致していないところがございますけれども、一部の会社におきまして離島分をその他費用に計上している会社がございます、この場合は若干の差異があるということになりますけれども、その収入見通しトータルにおいては5年間分を

算入しているということになります。

続きまして、21ページですけれども、災害復旧費用です。災害復旧費用については、災害の相互扶助という制度に基づいて、各社において拠出金を積み立てていただいております。この見積り方法ですけれども、いずれにしても何かありましたら事後調整ということではありますが、期初の見積り方法としては、既に決定がなされている2023年度～2025年度の拠出額というものがありまして、これが10社で年間62.1億円となっております。2026年度、2027年度はまだ決まっておりますけれども、これは62.1億円だと仮定しまして、全体で62.1億円というものを各社想定需要電力量比で按分しまして、これを収入見通しの中に含めるということになっております。

22ページでありますけれども、各社とも適切に算入していることを確認しております。

23ページについては、拠出金の過去の額及び将来の繰込額でございますけれども、こういうふうになっております。

24ページでございますが、貸倒損になります。貸倒損については、託送料金、地帯間販売電力料、事業者間精算収益等々の貸倒損、貸倒損引当、同取崩というものを見積もることになっております。これも事後調整ではあるのですけれども、期初の見積り方法については、2017年度～2021年度の5年間における実績値を見積費用とするとした上で、ただし、当該実績値において1件当たりの金額が非常に大きいケース等においては、その妥当性や見積額に算入することの是非を検討すると、こうした書きぶりになっていたところ です。

それで、その上で25ページでございますけれども、ちょっと詳細に御説明いたしますけれども、何が起きているかということでございますが、これは担当におきまして各社ヒアリングを行ったところ、算入の方法が各社のお考えによってばらばらになっているということを確認しております。

例えば、参照期間におきまして、このインバランス料金の債権に関わるものという、インバランス料金関係の貸し倒れ、ですから、言ってしまうと小売事業者の貸し倒れですけれども、こういうものを含めている会社と含めていない会社がございます。例えば北海道電力においては含めていません。参照期間において含めている会社、例えば中部電力などにおきましては、中部電力PGはこの参照期間の中にインバランス料金の債権に係るものを含めているのですけれども、規制期間においてはそのインバランス料金のところは考慮

せずに貸倒損を算入しております。一方で、東北電力、東京電力、四国電力においては、参照期間においてインバランス料金部分を含めておりますが、この規制期間の算入額も結局このインバランス料金相当額を含めた上で算定しているということになっております。ということでございまして、結局、東北、東京、四国については、その分、規制期間の算入額が多くなっております。

それで、後ほど出てくるインバランス収支過不足という項目がございまして、こちらはこちらで貸し倒れをしているかどうかにかかわらず、収支過不足があった場合に――すみません、訂正します。後ほどのインバランス収支過不足においても貸倒損が計上されているケースがございまして、この場合、二重計上のような扱いになるということです、東北、東京、四国におきましては、事務局といたしましてはこの規制期間の見積額からインバランス料金に係る貸し倒れは控除するということが妥当ではないかと考えております。

続きまして、26ページ、減価償却費でございすけれども、減価償却費についてはこの2022年度、ですから本年度までに竣工予定の資産を対象に、この発生が見込まれる減価償却費の金額を見積もることとしています。来年度以降竣工するものはCAPEXのほうに計上します。

27ページですけれども、基本的に問題はなかったというふうに考えております。

ちょっと東北電力ネットワークについては若干見積額が高くなっておりますけれども、この理由につきましても28ページにおきまして、この減価償却費を定率法から定額法に変更した場合の、この取得価額の残存簿価が5%~10%の場合の調整に基づくものであるということも確認しておりますので、特段の問題はないと考えております。

29ページ、固定資産税についてです。これも先ほどの減価償却費同様に、今年度までに竣工予定の資産に関しての固定資産税の金額を見積もっております。

30ページですけれども、特段問題はないものと考えております。

それから、31ページ、振替損失調整額ですけれども、これは後ほど出てくる振替供給のときに電力ロスが生じた場合に調整する費用になります。これについてはなかなか精緻に予測することが困難ということで、2021年度の費用実績値の5年分を見積もるということにしております。

32ページですけれども、検証したところ、ちょっと九州電力だけ若干数字に不備があるということで修正を行いますが、ほかについては特段問題ないと考えております。

33ページです。賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金になります。33ページの

内容について若干御説明しますと、これは省令に基づいて、福島復興に必要な原子力損害賠償の備えの不足分及び円滑な廃炉を促すための費用ということで、このレベニューキャップの費用に含めるということが決まっております。

これは大臣通知に基づいて額が決まるということでございまして、34ページ、このような形で大臣通知が行われ、プレスリリースもされております。

35ページですけれども、賠償負担金相当金については適切に算定されていることを事務局においても確認いたしました。

36ページですけれども、廃炉円滑化負担金相当金についても適切に算入されていることを確認しております。

37ページ、公租公課でございますが、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税についてになります。雑税については実績値。電源開発促進税については税率がもう既に決まっておりますので、それに基づく見積費用。事業税については、この課税の想定収入掛ける税率。法人税については過去実績ということで見積りを行っています。

38ページは省略します。

39ページ、雑税でございますけれども、これは過去実績に基づいて行っているということとを各社の託送収支計算書等を見ながら確認しております。

40ページ、電源開発促進税はkWh当たり0.375円ですので、需要電力量に掛け算するときちんと数字がありますし、これは確認を行っております。

それから、41ページですけれども、事業税については収入掛ける税率になりますので、現時点では正しいことを確認しておりますけれども、収入見通しのトータルの金額が変更された場合に改めて確認を行うということにしたいと思います。

42ページ、法人税等につきましては、これは実績分に関して算入するということではございますけれども、離島分について若干整理が異なっているところがございまして、ここについては事務局において継続的に確認をさせていただきます。次回以降で、また最終的な額について御報告することになります。

43ページ、先ほども申し上げたインバランス収支過不足額です。これにつきましては、2023年度～2027年度に発生すると見込まれる収支過不足額プラス、2022年度以前に発生した累積収支額を見積費用に算入するということになっています。ただ、この2023年度～2027年度のインバランス収支過不足額は現時点で分からないということで、ここは事後調整に回すということになっています。当初の期初の見積費用には入れないという整理にな

っております。また、2022年度のものも分からないということで、これも事後調整ということで、結論においては2016年度～2021年度に発生した累積収支額のうち2022年度に繰り越すこととされた額を算入するということになっています。

それで、44ページが確認結果でございます。このインバランス収支の過不足額のほうは問題がないと考えておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、貸倒損のほうがこのインバランス収支過不足額の中に入っていて、ですから二重計上のところについては貸倒損のほうで調整をすると。各社から、一部の会社から出てきた数字を修正していただくということにしたいと思います。

45ページ、政策関連費用のうち混雑費用——再給電費用ですけれども、これは全て事後調整に回すということで、期初の見積額は「0」になっております。

46ページ以降、事後検証費用になります。

47ページに費目がありまして、この調整力費用については金額も大きいのですが、現時点ではちょっと事務局の準備ができておりませんで、次回以降に議論していただきたいと考えております。本日御議論いただくのは4つの費目になります。

では、まず48ページですけれども、48ページは事後検証費用の審査要領ですので説明は省略いたしますが、いずれにしても実績値をきちんと見るということになります。

49ページも説明は省略いたします。

50ページです。託送料です。地域間連系設備の増強等に係る費用ということでございます。ここの地域間連系設備の増強費用でございますけれども、この見積費用ですが、これは地域間連系線を建設する際に、この全国負担分あるいは関係事業者の負担分というふうに整理されているものがございます。負担分については、この建設の段階で規定されているものになります。というものでございますけれども、ただ、この規制期間中に広域系統整備計画を策定あるいは修正される案件については、事後調整によって対応するということになっております。

それで、次のページが託送料になりますけれども、過去に既に建設されている建設済みの連系設備の費用も含まれます。北本であるとか佐久間周波数変換設備、こうしたものはもう既に建設済みでございますので、新々北本、東北東京間連系線、これらについては2027年から費用の算入が始まるということになっております。東京中部間連系設備については、2024年以降に算入が始まるということになっております。

そして、この託送料でございますけれども、地域間連系設備に関する費用に関しまして

各案件契約書等を確認いたしました。事務局において確認したところ、費用分類の計上がおかしいのではないかと考えられるところがありましたので、こちらについては修正を求めた上で算入を認めるということにしたいと考えております。

続きまして、53ページですけれども、事業者間精算費になります。事業者間精算費は振替供給に要する費用でございまして、エリアの境界線などでちょっと特殊な送電ルートなどがあった場合に、この事業者間精算というものが発生いたします。これについては2021年度の費用実績値の5年分を見積もるということになっております。

54ページですけれども、事務局において確認しまして、2021年度実績値を規制期間の見積り値に算入しているということを確認いたしました。

続きまして、55ページですが、補償費になります。補償費は、契約・協定・覚書等に基づきまして定期的・臨時的に支出する費用でございまして、他人や他人資産の傷害——傷害というのはほとんどないと思いますけれども、他人資産の損害に対する賠償金ということで、典型的なケースは木を切るとか、送電線に支障が出るということで木を切った場合に、その資産の損害に対する賠償金というようなものになります。この個別の補償金額については国のガイドラインに基づいて決まるということになります。期初の見積り方法については、5年間における実績値を見積費用にすることになっておりまして、1件当たりの金額が非常に大きいケース等については妥当性をチェックすることになっております。加えて、この補償費につきましては、この55ページの左下にございますが、補償費の過去実績を参照するに当たり、実績費用に不適切支出に関連する金額が計上されていないかということも検証することになっております。

56ページですけれども、各社の検証結果になっております。このうち関西電力送配電の費用は、ちょっと後に一言説明しますが、参照期間に実際に支払った補償費から不適切な支出分を控除したという数字になっていることについて確認しておりますが、一方で、それでもなお他社に比べて過去実績値が多額であるという傾向が見受けられます。この点については、関西電力送配電から後ほど御説明を頂く予定になっております。

なお、この表の中に、東北電力ネットワークと東京電力パワーグリッドについて「修繕費」伐採補償費を加算という数値がございまして、会社によってはこの修繕費の中でこういう立木の伐採補償費を入れているケースがあるということでもあります。ただ、そうした費用を合算して試算しても、関西電力送配電のこの補償費ないし伐採補償関連の費用が多めに出ているという点がありますので、この点について指摘をさせていただきます。

57ページは、関西電力送配電における過去の保安伐採業務における不適切処理に関する資料でございます、これは関西電力のコンプライアンス委員会におきまして、こうしたものが不適切だというふうに指摘され、再発防止策等を講じているということの資料になります。

58ページですけれども、コンプライアンス委員会においては案件などを特定しております、この部分のものについては今回の収入見通しの中でも含めていないということでありまして、事務局においてもその点を確認しております。

59ページ、災害復旧費用でございますが、災害復旧費用は、災害が起きたときには送配電設備の復旧費用がいずれにしてもかかるわけですし、単価も平時より高くなるというようなことがございます。これはいずれにしても事後に調整が必要とは思いますが、期初の見積り方法におきましては、申請時点の直近5年間あるいは10年間の実績値を基に見積費用を算定するということになっております。

それで、60ページですけれども、各社の計上方法ですけれども、9社とも5年ないしは10年における実績平均額から災害等扶助交付金を控除した部分を算入しているということで、問題はないということを確認いたしました。実績値等は、託送収支計算書を確認してチェックしております。

以上、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、事務局からの説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

それで、先ほど事務局からPCBの処理費用の扱い、これについてちょっと説明がありましたけれども、これは少し各社から御説明を頂きたいというふうに思います。扱いがちょっと違ったりもしますのでね。それから、その他の費用についても各社から簡単に補足説明を頂きたいというふうに思います。

それでは、まず、九州電力送配電・成清様から10社を代表してこのPCB処理費用の概要をまず御説明いただきまして、その後に九州電力送配電におけるPCB処理費用の扱い、これについて御説明を頂いて、それからまた各社にお願いするということにしたいと思います。

それでは、成清様、よろしくお願いいたします。

○成清オブザーバー 九州電力送配電の成清です。よろしくお願いいたします。

では、資料3-1のスライドの2枚目、左肩に「1. PCBの概要」と記載しております、この資料について説明をさせていただきます。

まず、P C B廃棄物の処理につきましては、2001年にP C Bに関する特別措置法が施行されまして、保有者が適切に保管し、一定の期限まで処分することが義務付けられております。そのうち、高濃度P C Bについては2022年度末まで、低濃年度のP C Bについては2026年度末までが処理期限となっております。また、P C B廃棄物の処理につきましては、資料の左下に記載しておりますけれども、高濃度、それから低濃度それぞれ特定の施設で処理を行っております。

それから、次にP C B廃棄物の処理の流れについて、右下にイメージを記載しております。処理の流れにつきましては、機器の種類ですとか会社によって様々なケースがあると思われまけれども、ここは弊社の一例を記載しております。

まず、事業者が機器を撤去した後、委託業者にP C Bを含有しているかどうかの分析を依頼いたします。その分析の結果、P C Bを含有していることが分かった場合は、事業者にてその機器を適切に保管し、その後、委託業者へ収集・運搬をしてもらいまして、適切な廃棄物処理をお願いすることとなっております。P C Bの処理費用につきましては、こうした委託に関わる費用を計上しております。

P C B処理の概要の説明は以上になります。

続きまして、弊社のP C B処理費用の算定の内容について説明をいたします。

まず、弊社では、P C Bの含有が確認された機器を処理施設などへ運搬するための費用、それから処理業者へ処理を委託する費用、これをP C B処理費用ということで計上しております。

次に、費用計上の方法ですけれども、P C Bの処理は、先ほど概要で御説明しましたとおり、法令で処分が義務付けられておりますので、処理に必要となるそういう費用をあらかじめ見積り、引き当てた上で、毎年度工事等に伴いましてP C Bの分析及び処理の実績も踏まえながら、過不足が生じた場合は引当額の見直しをしております。よって、現時点でP C Bの含有が判明している機器等の処理費用は既に引当を行っておりますので、今後2026年度の処理期限に向けて計画的に処理を進めてまいります。一方、参照期間においても、先ほど申し上げましたとおり、毎年度引当額を見直して追加で引当を行っております。そのため、規制期間においても処理費用が同程度発生するものと想定いたしまして、参照期間の実績平均値を計画値に計上しております。

算定内容に関する説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、今、九州電力送配電が代表していただきましたけれども、以降は北から、北海道電力ネットワークから南に向かっていきたいと思います。

それでは、北海道電力ネットワークの宮下様、御説明をお願いいたします。

○宮下オブザーバー 北海道電力ネットワークの宮下でございます。弊社のP C B処理費用につきまして御説明いたします。

資料で言いますと3ページ目になりますけれども、弊社におきましては、P C Bが含まれていることが判明し、その処理費用を合理的に見積もることが可能となった段階で引当計上を実施しております。2018年度におきましてはもう既に対象全数において引当を計上済みとなっております。引当計上したP C B汚染機器につきましては、法令で定められております2026年度までに運搬・処理を完了する予定となっております。処理の都度引当額を取り崩すために、新たな費用は発生いたしません。規制期間において費用を織り込んでおりません。

北海道からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして東北電力ネットワークの目黒様、お願いいたします。

○目黒オブザーバー 東北電力ネットワークでございます。

弊社のP C B処理費用につきましては、基本的に参照期間以前に引当を実施してございます。以降の参照期間では、対象機器の保有数量や処理計画に基づきまして毎年度末に追加引当の可否を判断しておりまして、適宜引当または取崩を行っております。

次に、規制期間において、一部引当を行っていない費用を2025～2027年度の3か年にそれぞれ6,700万円ほど計上してございますけれども、これは法令で処理期限の定めのない低濃度汚染P C B使用製品で、現在使用中の機器に対する処理費用です。P C Bの含有が疑われる使用機器のうち、分析のために停電させなければならないものですとか、あるいは機器そのものを破壊しないと分析できないものもありまして、これらの機器は設備更新時に分析して初めてP C B含有の有無が判断できることから、それらの機器に対する費用が一定程度発生するものと見込んでございます。ただ、それらの機器について、具体的な処理計画までは織り込めておりませんので、今回の申請におきましても過去実績等を踏まえた想定費用として計上しておりますので、当該費用の引当をまだ行っていないものでございます。

当社としましては、今回事務局より御説明のありました本資料の3の12ページのとおり

想定してございますけれども、本日の検証状況を踏まえまして必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、東京電力パワーグリッドの石崎様ですね。お願いいたします。

○石崎オブザーバー 東京電力パワーグリッドの石崎でございます。

弊社は、各社様と同様、法令に基づきまして、高濃度のP C B廃棄物は2022年度まで、それから低濃度の廃棄物は2026年度末までに処理が完了するというように、かつ、効率性も考慮しまして、その対象設備の更新時期に合わせてP C Bを含まない設備に取り替えるといった計画としてございます。

引当対象としまして、柱上変圧器あるいは地上変圧器、O F ケーブル、こういった対象の設備については過去に引当済みでございます。参照期間におきまして、実績額に基づいて洗替をしまして、その洗替をした額などを費用として計上してございます。

なお、これらの引当対象の設備とは異なって、引当対象外のところですが、航空障害灯用の絶縁変圧器といった引当対象外の設備につきましては低濃度のP C Bが混入しているおそれがあると。おそれがあるのですが、まずそれがどのぐらいか合理的に特定できないということで、これは会計士とも協議をいたしまして引当対象外としてございますけれども、今回の見積り値、規制期間中の見積り値に計上してございます額は、この引当対象外の設備に係る処理費用でございます。これは第1 規制期間中に発生が見込まれる費用ですので、第2 規制期間ではなくてこの第1 規制期間の申請の中に含まれることが適切というふうに考えてございます。

当社からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

続きまして、中部電力パワーグリッドの山本様をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本オブザーバー 中部電力パワーグリッドの山本です。聞こえますでしょうか。

当社は、過去2012年、2013年に、P C Bの処理費用として分析・運搬・処理費用を見積もって引当計上しております。以降は、実際に支出した処理費用を取り崩していつていまして、毎年数量や単価の見直しを行っておりますので、その影響で、引当との差分会計上費用のプラスマイナスとして計上させていただいております。処理につきましては

着実に進めてきておりまして、高濃度のPCBの廃棄物につきましては既に完了、低濃度のPCBの廃棄物は2026年度末までに他社さまと同じように処理していくという計画になっています。

なお、今回、当社は発生支出見込額を見積額としていまして、会計上の扱い、つまり過年度における引当は考慮しておりませんでした。これは、過年度における引当を考慮した場合は、今後発生する費用についても料金回収できないということになってしまいますので、当社としては、料金による将来の発生費用の回収の観点からは入れさせていただくことでよいのではないかとということで計上させてもらったものでございます。

説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

続きまして、北陸電力送配電・瀬島様から御説明をお願いしたいと思います。

○瀬島オブザーバー 北陸電力送配電の瀬島でございます。

弊社は、2014年度までにPCB含有機器の全数調査を完了しており、将来発生するPCB処理に関わる費用を見積り、参照期間以前に引当済みであります。そのため、規制期間のPCB処理に関わる費用は新たに発生しないものとし、収入の見通しの算定におきましては、御覧の表のとおり0といたしております。

なお、表の左側、参照期間におきましてプラスマイナスの実績が発生しておりますが、これは各年度のPCB処理に関わった費用実績と引当の取崩額との差額として発生したものであります。

北陸からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

続きまして、関西電力送配電・寺町様から御説明をお願いいたします。

○寺町オブザーバー では、続きまして、関西電力送配電から説明をさせていただきます。

資料5ページを御覧ください。まず、PCB処理費用の引当に関します弊社の会計方針について御説明いたします。

弊社では、監査法人の見解も踏まえまして、「引当対象はPCBを含有する処理対象として確定した機器の処理等に要する法令上の義務がある費用」というふうにしておりまして、「運搬・処理費用」につきましてはこれに該当いたしますので引当対象としております。他方で、「分析費用」に関しましてはPCB含有の有無を確認するための費用でござ

いまして、法令上の義務はございませんので、「P C Bを含有する対象処理となった機器の処理に要する法令上の義務がある費用」とは言い難いということで、引当対象外と整理いたしております。そのため、「分析費用」につきましては規制期間も含め当年度の支出として計上しております。規制期間での見積費用の大宗は「分析費用」となっております。参照期間におきましては、規制期間と同様に「分析費用」をそれぞれ当年度に計上するとともに、「運搬・処理費用」の引当・調整実績を計上しております。

それからまた、2018年、2019年度に「運搬・処理費用」の引当が行われていることや、2020年度以降の「分析費用」が増加している点につきましては、先ほど御説明がありましたように柱上変圧器のP C B処理運用方法を変更したことが主な要因となっております。なお、この運用方法の変更の詳細につきましては資料3—2で別途御説明させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

続きまして、中国電力ネットワーク・内藤様より御説明をお願いいたします。

○内藤オブザーバー 中国電力ネットワークの内藤でございます。

まず、参照期間における弊社のP C B処理状況について、大宗を占める変電設備を対象として御説明させていただきます。

弊社では、2015年よりP C B含有機器の処理を開始しており、変圧器など大型の機器合計100台などの焼却、洗浄等の処理を実施してまいりました。このうち、既に廃棄物として管理・保管してきた大型機器の処理費用につきましては台数や費用を合理的に見積もることができることから、2016年度に2017年・2018年度分を、2018年度に2019～2021年度分の処理費用を引当計上するとともに、これらの実績等を計上しております。

一方、規制期間において処理対象となる廃棄物は、今後の分析によって順次確定することとなります。したがって、現時点で処理台数や費用を合理的に見積もることができないことから、引当は行っておりません。なお、規制期間で発生すると見積もっている費用としましては、P C Bの有無が確認できていない油入機器や部位の採油・検査・分析に係る費用について、2021年度の実績値と2022年度の見込み値の平均を見積費用として計上しております。

また、処理費用として今後新たに発生いたします微量P C B廃棄物の処理と使用中機器の課電洗浄に係る費用を計上しており、前者につきましては参照期間の処理費用の実績平

均、後者は対象機器の費用を個別に見積もることで算定をしております。

なお、今まで変電機器について説明いたしましたが、変電以外の送電・配電設備等につきましても、規制期間において機器の採油・検査・分析や廃棄処理に係る費用が発生すると見込んでおり、引当計上しておりませんが、過去実績を基に算定した費用を織り込んでおります。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

次は四国電力ですね。佐相様から御説明をお願いしたいと思います。

○佐相オブザーバー 四国電力送配電・佐相でございます。

それでは、当社のPCB処理費用について説明させていただきます。

弊社のPCB廃棄物処理費用につきましては、2021年度末までに債務認識すべき対象機器を推定しまして、運搬・処理に係る契約単価等を勘案の上、必要な費用は基本的に引当済みでございます。ただし、分析費用につきましては、PCB廃棄物を特定するために必要な費用であるものの、PCB廃棄物の処分に要する費用ではないということで引当の対象とはしておりません。また、一時保管場所から運搬用トラックまでの積込みに発生する小運搬費につきましては、会計上の重要性基準から引当をしておりません。ということから、これらの費用につきましては、PCB運搬廃棄物の見込み数量に契約単価等を乗じるなどの方法によりまして、必要となる費用を規制期間に別途計上してございます。

また、参照期間につきましては、検出率や処分単価見直し等に伴う引当額の見直しに伴うもの、及び、先ほど御説明した油中分析に関する費用や小運搬費用について実績を計上しております。

以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、最後ですけれども、沖縄電力ですね。当真様から御説明をお願いします。

○当真オブザーバー 沖縄電力の当真でございます。

それでは、PCB処理費用について御説明いたします。

当社におきましては、2026年度末の低濃度PCB廃棄物の処理期限に向けて計画的に調査・処理を進めているところでございます。PCB汚染廃棄物並びに使用中の汚染機器につきましては、これまで適宜引当及び処理を進めることでおおむね完了してございます。しかしながら、低濃度のPCB含有が疑われる機器のうち、充電中などの理由によりまし

て調査・分析が困難なものにつきましては、点検時または設備更新時に分析を行いまして、その結果を受けて費用化することとしております。このため、これらの費用につきましてはこれまで引当を行ってございませんので、規制期間におきましても発生する費用として見積もってございます。

なお、費用の主な内容といたしましては、柱上変圧器の分析費用並びにP C B汚染機器が判明した場合の処理費用となります。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

以上で一あたり皆様の御説明を頂きましたが、関西電力から資料3—2というものが提出されておりまして、これの追加的な御説明があるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

○寺町オブザーバー ありがとうございます。関西送配電・寺町でございます。

それでは、資料3—2を御説明させていただきます。

まず、P C B処理の関係ということで、3ページを御覧ください。

弊社では、柱上変圧器にP C B含有が確認された1990年以降、法令に基づいてP C B含有変圧器の改修を順次進めてまいりました。P C B含有が確認された変圧器の中で再使用が可能な変圧器につきましては、コスト低減を目指した新たな取組といたしまして、除染修理によって無害化・再利用する方法を弊社として検討し、変圧器の物品費単価の低減に努めてまいりました。

4ページを御覧ください。修理再使用変圧器につきましては、修理完了時のサンプルチェックによりましてP C Bが含まれていないことを確認した上で運用してまいりました。しかしながら、2018年度に長期間使用後の修理再使用変圧器からP C Bの含有が確認されました。この事象を受けまして、再使用の運用を中止いたしますとともに、現場に取り付けている修理再使用変圧器約70万台をP C B含有の確認対象に加えることとして、改修計画を見直いたしました。

なお、P C Bの検出原因につきましては、製造時に内部部材である絶縁紙に染み込んだP C Bを含んだ油が、経年とともに修理時に入れ替えた新しい油に染み出したためだというふうに推測してございます。

5ページを御覧ください。前述のとおり、修理再使用変圧器にP C B含有の可能性が判明いたしましたことから、2026年度の処理期限までに全数確認、それからP C B含有分の

取替えを完了いたしますために、分析・採油、取替、運搬・処理などの追加コストの発生を見込んでございます。

本事象の発生に伴う改修計画の見直しを受けまして、制御不能費用においては、確認対象の変圧器の分析・採油、運搬・処理に係る費用といたしまして計141億円の追加コストを見込んでおります。なお、運搬・処理費用につきましては、過去に引当してきました引当金の取崩によって対応しております。

また、対象変圧器の取替えに係る追加コストとして、CAPEXにおきまして計656億円を見込んでおります。もちろん取替対象箇所の厳選を目的とした事前分析を実施いたしまして、取替物量の抑制に取り組むなど、追加コストの抑制に努めてまいります。

本件の追加コストは、制御不能費用、それからCAPEX合わせて797億円となりました。誠に残念ではありますが、過去に実現したコスト低減額とおおむね同水準の追加支出が発生することとなりました。

修理再使用変圧器を活用する取組は、当初の目論見どおりのコスト低減を実現できなかった点は大変重く受け止めております。しかしながら、法定のPCB処理に必要な費用といたしまして、第1規制期間の見積費用に算入していただきたく、何とぞ御理解を頂きたいというふうにお願い申し上げます。

続きまして、補償費についてであります。弊社の保安伐採業務における不適切支出の事案につきましては、先ほど事務局の資料に御記載いただいているところでございますが、本件はこれ以外で、なお他社様と比べて過去実績が多額である点についての説明であります。

7ページを御覧ください。弊社補償費の過去実績は年間17億円でありまして、このうち伐採に関する補償費が約12億円を占めてございます。伐採補償費が他社と比較して多い理由につきましては、あくまでも推定ではございますが、弊社は伐採物量が多いと考えておりまして、その一因として1951年の9電力事業再編以前に建設しました鉄塔、これを私どもでは「継承鉄塔」と呼んでおりますが、この割合が他社と比べて高いことが伐採物量の増加する一因となっていると考えてございます。

8ページを御覧ください。継承鉄塔は、当時の電力需要量の増加に対応するため、短期間で大量に建設を行う必要があったため、必要最低限の地上高で建設されており、樹木生長による近接頻度が多くなっております。弊社の場合、長野県、富山県などに存在する水力発電所からの電源線を所管する東海支社・北陸支社エリアで継承鉄塔の比率が非常に

高く、特にその多くは山間部を通過する線路でございまして、エリア内継承鉄塔数の約4割を占めておりまして、2021年末の時点で継承鉄塔4,516基のうち、水力発電所からの電源線、いわゆる水力幹線が2,057基を占めてございます。こうした地域特性もございまして、北陸・東海エリアの鉄塔基数は全社の18%なのですけれども、伐採補償費につきましては全社の35%を占めておるということになってございます。

9ページを御覧ください。参考ではございますが、継承鉄塔の高さ及び伐採頻度への影響についての御紹介であります。樹木が近接する一番下の腕金材の高さを比較した場合、至近20年で建設した鉄塔は平均で約38.6mあったことに対し、継承鉄塔は平均で約18.1mとなります。これによる伐採頻度への影響といたしましては、周辺環境や樹種により異なりますので一概には比較できませんが、実際に私どもで確認している樹木生長量を例にとりますと、年間で最大1.3m生長している木がございまして、仮に高さが10m違うとなると最大で7～8年の差が出るということになります。

10ページを御覧ください。設備改修につきましては、従来より経年による設備状態や周辺環境、それから改修費用・維持費用、これらを踏まえた経済性等を勘案して実施してございます。至近では、高経年設備が増加してきたことを踏まえまして、将来的な改修物量の増大あるいは施工力、こういったことを考慮して、中長期の改修計画を立てて改修を進めてございます。水力幹線は電源線でございまして、市内系統と違って負荷変動もないため、増強工事等に関連した改修機会が少なくなっておりますが、それ以外の継承鉄塔については、上記の考え方、今の考え方の下で計画的に改修してございます。

また、加えまして、水力幹線につきましては、最適な設備形成の観点からスリム化について過去から検討してございまして、スライドの左下のような投資抑制効果等の採算比較を行いまして、将来的に得られる効率化効果があるということから、設備更新はせずに維持運用をしてございます。至近では、他社様と協調して中地域交流ループとして系統構成とか運用方法を見直すことによりまして、一部の水力幹線のスリム化を推進していく予定としております。今後も、北陸幹線以外の水力幹線につきましてもスリム化が拡大できるように検討していきたいと考えてございます。

以上のように、弊社エリアは鉄塔高の低い継承鉄塔が多く存在していることが伐採物量の増加の一因となっていると考えられます点、それから、そのような設備実態は最適な設備形成や経済性等の観点から、適切な設備更新あるいはメンテナンスによる設備維持運用を行ってきた結果である点につきまして、何とぞ御理解を頂きますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。事務局と、それから各社からの説明は以上で全て終了ということであります。

事務局、何かございますか。

○鍋島NW事業監視課長 追加で、もし可能でしたら補足を。

○山内座長 お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。

先ほど各社から御説明いただいた資料3-1につきまして、事務局から気付きの点を御指摘させていただきます。

東北電力から例示的に御説明がありましたけれども、この資料上は規制期間のPCB処理費用が67、67、67と書いてございますけれども、申請の書類におきましてはこのPCBの費用は東北電力においてはこの数字より多くなっております。この理由としましては、東北電力の申請ベースでは支出を基準に計上を行っているということで、会計上既に引き当てて、かつその取崩をしているというところを考慮していないということでございます。

同様に、中部電力からも先ほど御説明がありましたが、この資料上は規制期間上は0となっておりますが、それは過去に引き当てていたからですけれども、申請資料においてはPCB処理費用として11億円が入っております。事務局としましては、これは規制期間の費用として入れることは適当ではないのではないかと考えておりますけれども、この点についてもコメントがありましたら頂けるとありがたいと考えております。

○山内座長 よろしいですかね。ありがとうございます。追加的な御説明ですが、これも考慮した上で皆様から御意見を頂きたいというふうに思います。

それでは、自由討議に移りたいと思いますけれども、今回は挙手機能を使って御発言の御希望をお知らせください。順次こちらから御指名させていただきます。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 説明ありがとうございました。また、事務局のほうからの説明もありがとうございました。

私のほうでは、PCB処理費用の考え方について各社の考え方を、もう少し正確に理解したいと思います。というのも、私自身、仕事柄、PCBが含まれた変圧器を抱えた様々な産業界の方々から処理方法を含めていろいろ相談を受けている関係で、ある他産業の場

合について承知しているところです。多くの会社では、P C Bを含有していることが確定しているトランス等について引当を積んでいます。それが微量と考えられる場合には、使用中の場合には処理をすぐにしなくてもよいということにはなっているものも、期限までには処理をしなくてはならないということになっていると思われます。他方で、実際にP C Bは恐らく入っているだろうが、それを確認するためにラインから取り外すとなると、今稼働中の工場のラインを止めなければという会社さんもありますし、実際にP C Bが含有されているかを確認するには、当該機械を壊さないとならない場合もあると承知しています。例えばコンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔するとコンデンサーとしては使用できなくなってしまう。したがって、検査をして実際に含まれているかどうかを確認するということは、対象機材を破壊することなので、なかなかそれもできないというケースがままあって、それが今日本の産業界が非常に困っていらっしゃるのだと理解しています。多分電力会社でも同じようなことは発生しているのではないかと思います。

P C Bが含まれているといっても、将来確実に取替えが行われる恐らく高い確率でP C Bを含有しているだろうというようなトランスと、それから既に含有が確認されたトランスもあれば、含有の可能性があるトランス、他方で、高濃度の含有の可能性があるもの、低濃度の含有の可能性があるもの、更には絶縁紙の再利用等でしみ出した可能性がある微量の含有の可能性があるものものなど、様々なものがあります。

各社のお話を伺うと、どのような設備について処理を行うとしているのか、その辺の整理というのは各社毎に少しずつ異なっているように理解しているのですが、この辺の整理というのは事務局に伺うのか、送電会社の方に聞くのが適切なのか分からないのですが、まずは何らかの形で事務局のほうで方針みたいなものが出されているのかをお伺いしたいと存じます。

それから、P C Bが確実ではないが微量には含まれているだろう、他方で封じ切りなので壊さないと含まれているか判らないといった場合に引当金は本当に積めないのか、それが確実に入っているというのがないと引当金を積んではいけないのか、あるいは積んでもよいのか。その辺はちょっと会計の専門家ではないので私もよく分かりませんが、先ほど監査法人と相談してこういう処理にしたというような説明も一部の会社から説明があったと思うのですが、多分開ければ入っているのだろうけれども、それをどう処理しようかというところは電力会社以外にも問題にもなっていると思います。

東電さんはそうしたものも含めたとおっしゃっていたと思うんですが、全般的な計上方針みたいなものを決めないと横並び的にどうかなと思いますので、私はそういうのを入れないと——別に電力会社だけのことを言っているのではなくて、ほかの会社さん、民間企業の皆さんは非常に悩まれている問題なのですけれども、こういうところについて方針みたいなものがもし立てられるのか、立てるのが難しいのか、審査という形でしかできないのか、この辺り事務局の御意見を頂けますでしょうか。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。ちょっと基本的なところではいかがですかね。

○鍋島NW事業監視課長 これも委員の皆様との御相談ではあると思いますが、今日議論しているものは制御不能費用ということで、典型的にはもう過去にきちんと、これこれまでに処理しなければいけないというものが決まっていて、引当がなされているものというようなものを想定していたのですけれども、今般明らかになったことは、そういうまだ引当がなされていないような微量のPCBが混入しているかもしれないというようなものが明らかになり、これがこのPCB処理費用というところに乗ってきたものでございます。最初に想定していたような制御不能費用というイメージではないのですけれども、事務局として思いますのは、必要な費用であれば乗せることが適当ではないかと考えているのですけれども、一方で、先ほど申し上げたように、東北・中部でも指摘したように、既に引当がなされているようなものについてはあえて規制期間中の費用として計上し、収入見通しの中に入れる必要はないのではないかと考えております。引当がなぜ今この瞬間できないのかどうかというところについては、ちょっと事務局も各社に質問したところではあるのですけれども、各監査法人の考えがあるのか、完全には、何が引き当てられて引き当てられていないかというところについてはロジックは確認できていないところです。

○山内座長 川合さん、こんな感じなのですか、いかがですか。

○川合委員 分かりました。ただ、ちょっと、各社間でPCB費用の計上方針で少しずつ違っているようなので、そのような際は容認するのか、それともある程度の方針を示して、PCB処理費用はこのように積んでくださいと方向性を示すのか、ちょっとそこら辺は決めたほうがよいのかどうかも私自身も自信がないので、事務局でまずは揉んでいただければと思います。

以上です。

○山内座長 先ほどちょっと御発言あったけれども、会計士の方の会計的な面から見て

どうかということもあると思うんですけども、一方で会計的な面でこうだということと、この規制の処理費用としてどうだということの、またそこも違ってくるかとは思っていますよね。何か、これについてほかの委員の方で御発言は。松村委員、どうぞ。

○松村委員　すみません、今言っていた点で、会計に強い方にお答えいただく前に、このことも一緒に教えていただきたいという点です。基本的に同じことを聞いているのだと思うのですが、引当は基本的に確実に掛かる費用だけを引き当てるのが原則なのでしょうか。もしそうだとすると、確実に掛かるお金だから、その後実際に掛かるお金が増えたことによって将来引当額を積み増すことはあり得るとしても、将来確実に掛かるものだけ、その時点で確実に掛かると見通せるものだけ引き当てるということ。もしそうなら、取崩は原理的に費用が発生したときに併せてということだけで、予想したほどにはコストがかからなかったことで減額することは、つまり取り崩して利益に入れることは原理的にないはずなんですけれども、本当に引当金はそういうものなののでしょうか。私自身は、その時点で予想される合理的な見積りを入れるものだと思っていた、だから結果的に積み増しも、予想外に低コストで済んだ結果の取り崩しもありえるもの。つまり確実なものしか入れてはいけないとは思っていませんでした。この点を教えていただけないでしょうか。

それから、これは会計のことなのか、むしろ川合委員に聞いたほうがいいのかもしれないんですけれども、この分析は法的な義務ではないということなののでしょうか。つまり、規制範囲のP C Bが入っているかもしれない、あるいは一定の確率で入っているかもしれないけれども、調べたら壊れてしまうものについては調べられないのはよく分かるのですけれども、分析費用が実際に計上されているわけだから、最終的には分析するのですよね。分析しないで結果的に高濃度あるいは規制範囲の低濃度のP C Bが入っている可能性はあっても、分析しないで気が付かなかったものについては、気が付かなかったから分析せず、その結果対応しなくても問題ない。したがって、法的には、分析が可能な状況になったとしても分析しなければいけないというルールにはなっていないから、P C Bが入っている可能性があっても、分析なしに処分しても良いということなののでしょうか。私は、タイミングはとにかく分析なしに廃棄できないから、分析も必然的に掛かる費用だと思っていたので、各社の説明を聞いて分からなくなってしまった。もし御存じの方があったら教えてください。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

川合さん、どうぞ。

○川合委員　すみません、私が正確かどうか分かりませんが、まず、高濃度であるということが分かれば、それで必ずJESCOというところを使って処分しなければいけないとなっています。低濃度でも微量でも含まれていることが確認できれば専門の業者に処理してもらわなければいけない。ただ、それが入っていないのだったら別に処分しなくても、普通の処分でよいということに多分なるはずです。しかし、そうすると、どういう処分方法を取るかというのは、対象機器を検査しない限りは分からない。型番などから含まれていることが確実であれば検査は不要ですが、PCB含有が疑われる場合には、その有無を検査しないまま捨てては行かない、処分することはできないので、検査はマストだというふうに思うのです。含まれる可能性があると思いながらそれを検査せずに捨てるとなると、これ自体いろいろと法律問題を起こすのではないかなというふうに理解はしています。ちょっとその辺でよろしいのか、一送の方にも伺えればよいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松村委員　すみません、ありがとうございます。分かりました。

先ほど分析が法的な義務ではないと御説明になった事業者の方はぜひ説明をお願いします。

○山内座長　では、この点について、まず事業者の方で御意見のあるところがあればお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　東京電力あたり……

○山内座長　東京電力のほうからそのようなお話があったということですが。それでは、石崎様、いかがでしょうかね。

○石崎オブザーバー　東電の説明の中では、この分析費用が法的な対象外という説明はしていないと思いますけれども。

○山内座長　そうですか。

○松村委員　私もそう思います。東京電力ではないと……。

○山内座長　そうですか。どなたかこれについて。説明したかしないかというのもそうですし、考え方について何か御意見があれば伺いたいと思いますが。事業者の方、いらっしゃいますか。

○寺町オブザーバー　すみません、関西電力送配電でございます。私どもの引当基準といたしましては、「PCB含有が確定した機器」に対しての処理費用を対象とすることと

しておりまして、「分析費用」につきましては含有しているか否かを判定するための費用であるということで、引当処理を実施していないというふうになってございます。

以上でございます。

○山内座長　なるほど。その法的な問題というのは、引当をしていないという、そういうことをおっしゃったということですね。分かりました。

それで、松村委員、今のところの川合さんの見解が一番明確だと思うのですけれども、そういうことでよろしいですかね。

○松村委員　はい。分かりました。

○山内座長　では、男澤委員がちょっと挙手されているので、ちょうど会計の問題がありますので、松村さんの最初の問題も御提議あると思うのですが、いかがでございましょう。

○男澤委員　ありがとうございます。少し会計的な立場からお話をさせていただければと思います。

まず、これは各社様にお伺いしたいのですけれども、P C Bの処理費用に関して、既に除去したもの、除去した機器等から生じるものは恐らく引当金ということで計上されていて、一方で現在使用中の資産に係るものについては資産除去債務という形で計上されているということになりますでしょうか。ちょっとこれは会計処理上の質問でございます。

その上で、資産除去債務というものが会計上ありまして、どういったものを計上するかというと、有形固定資産の取得ですとか建設開発、また通常の使用によって生じるもので、その固定資産の除去に関して、法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものに関して、その処理費用を資産除去債務という形で、平たく言えば引当しておくという必要がございます。皆様から法令上の義務というふうに御説明があった部分は、恐らくP C Bの法令上の処分義務があるということから、この定義を満たすものに関して会計上手当をしているということで御発言があったのかなというふうに理解しております。

どこまでをこの義務と見るかということに関しては、少し判断の幅があるところかなというふうにも思ったりはします。分析と言ったときに、分析自体は直接の処理費用ということではございませんので、分析を行ったとき、すなわち分析というサービスの提供を受けたときの期間費用だというような整理で、分析費用は規制期間にも出ていく引当対象外というような御判断で処理されているのかなというふうには理解したところでございます。

あと、引当金がどの程度確実なものに対してだけ——資産除去債務もそうだけれども

——計上するかということに関しては少し判断の入るところかなというふうには思っておりますが、必ずしも、いずれにしても将来の特定の費用あるいは損失に対する手当ということでございますので、確定債務ということではなく、現時点で行われる合理的な見積りをしてくださいということだと思います。

一方で、微量のもの等に関して、この合理的な見積りの域にも達しない、あるいは金額的重要性の観点から各監査法人等と御相談されて、重要性等も鑑みた上で、それは判明したときに費用処理というようなことも実務としてはあるのかなというふうに理解しております。

一旦以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。会計処理上で言うと解釈の幅というのはあって当然ということで、個別の企業について会計をどうするかというときには、その会社に応じていろいろな、要するにその幅の中で処理されればいいという、そういうことになりますね。そういうことですよね。

○男澤委員 そうですね。ただ、少なくとも法令上の義務というふうになっている部分に関しては当然引当が必要で、そこに関しては可能な限り合理的な見積りをしていただく努力が必要かとは思っております。一方で、微量な部分ですとか法令上の義務でない部分に関しては、重要性等も勘案しながら処理されるということも実務上は幅があるところかなというふうには思っております。

○山内座長 なるほど。そうすると、会計処理上の問題とさっきちょっと言いましたけれども、我々がここで規制上でどこまで認めるかというときには、少し判断基準が違うのかなという感じはするんですよね。それについては、ですから会計的に処理をして、その幅の中でということでのいいのか、それとも先ほど川合さんがおっしゃったことにちょっと近いのですけれども、全てについて統一的な基準を設けるべきなのかという、その辺のことも問題かなというふうに思うのですけれども、皆さんはどうですかね。

安念先生、どうぞ。

○安念委員 全くの素人なので、とにかく教えていただきたいと思っているだけのことなのですが、先ほど事務局から提起された問題は、既引当分については規制期間の費用として認めるのは適切ではないのではないかという、そこが問題の本質だったと思うんです。このことは、分析費用を引当対象とすることが適切かどうかというのとはちょっと問題が違っていて、より本質的な問題だと思うので、会計の御専門の方に伺うしかありません。

男澤先生あるいは梶川先生はいらっしゃいますか。

○山内座長 梶川さんは入っていますか。まだのようです。

○安念委員 まだですか。困ったな。両先生が答えを出してくれるだろうと思ったのに。

それで、これは全く素人のあほうな疑問なのですけれども、もしも既引当分については規制期間中の費用としては認めない——僕は直感的にはそうではないかなと思うのだけれども、そうすると、引き当てた会社さんと引き当てなかった会社さんとの間である種の不平等みたいなものが生ずるという問題にはならないのか。これは、なるのかならないのかは私は全く分からないので、その点を教えていただきたいなと思いました。

以上です。すみません、不勉強な生徒で申し訳ないです。

○山内座長 何度もすみません、男澤委員から。華表さんも御関連ありますけれども、華表さんは今の問題ですか。

○華表委員 はい。関連する問題で。私はどちらかというと質問サイドなのですけれども。

こちらはどちらかというと事務局への御質問になるかもしれないのですが、この事務局の資料の13スライド目、先ほど映っていましたけれども、それを拝見しますと、このPCB処理費用が制御不能費用と位置付けられているので、規制期間における費用増加分については制御不能費用として事後的な調整を行うこととしてはどうかというふうにあるということは、結果的にここで、今、引当金で規制期間の中でやるかやらないかを認めるか認めないかというのかかわらず、結果的にはそこは調整されるので、最終的には社会的な負担としては、どちらにしても調整後で言えば等しくなるという理解でよろしいでしょうか。

○山内座長 なるほど。

○鍋島NW事業監視課長 答えてよろしいですか。基本的にはそのようには考えております。特に法令上必要なものについてはそうだと思いますし、ちょっと更に言いますと、ここは更に追加論点なのか、あるいは自明なのか、ちょっとすぐには分かりませんが、期引当額との差分が生じた場合、この追加にコストが掛かったと。例えば1本100万円——もっと高いとは思いますが——掛かるというものが120万円になって20万円増加しましたと。期引当分を上回ってしまいましたと。こういうものは事後調整だと思いますが、逆のケースで、100万円で見積もっていたのだけれども80万円で処理できましたみたいなケースにおいてどうするかというところは、ちょっと論点なのかなというところ

は思います。

○山内座長 なるほど。

ということで、すみません、また男澤先生に伺いたいのですけれども、今の議論はいかがですか。

○男澤委員 ありがとうございます。分析費用に関しては、法令上の債務かというところで考えると、先ほど申し上げたとおり、分析を行ったときに分析というサービスの提供を受けたので、そのときの費用として処理しますという会計上の考え方自体に関しては違和感はありません。その上で、分析費用が出ている会社さんと出ていない会社さんというのは、分析部分も含めて引当計上されていたということなのか、それとも既に一定程度の分析が終了しているので規制期間には分析費用が出てこないんだということなのか、その処理の違いなのかどうかというところが少し理解の及ばないところでございました。

あと、今事務局からもございましたとおり、これはあくまでも合理的な見積りでございますので、今後PCBの処理費用の単価等がやはり上昇あるいは下落等をした場合には、毎決算ごとに合理的な見積りというのを修正してきますので、何らかの費用の繰入れあるいは取崩ということが生じるかと思います。また、実際に処理を行ったときに、当初見積り単価と実際の単価の差というのは必ず出てまいりますので、それがプラスになる場合もマイナスになる場合もあるかと思います。こちらは会計処理を合理的にしていたとしても必ず出てくるところでございますので、規制という観点からどのように処理すべきかということに関しては皆様の御意見を頂ければと思うところです。

○山内座長 なるほど。ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 先ほどできた引当をした時点で、コスト、原価の観点から入れるべきなのか、実際にコストが掛かったときに入れるべきなのかは、中部電力が先ほど言った考え方も原理的にはあり得ると思います。したがって、今後統一的にどう原価を考えるのかを整理することは意味があると思います。

その前に、事実を確認していただきたいのですが、過去の部門の、例の超過利潤の累積管理をしているときに、この数字を見て改定が必要かどうかということ判断していたという意味では料金に直結する話だったのですけれども、そのときにこの引当金が例えば当該中部電力ではコストとして計上されて超過利潤から引かれていたのか、あるいはその時点では会計上は費用になっていても、ここでは費用として利潤から引かれなかったのかと

いう点は確認していただけないでしょうか。もし引かれていたとすると、さすがに今回の主張は理解を得られないと思います。額の問題ではなく、もしそうなら考え方があまりに場当たりの的でご都合主義的だから。そうでなければ、考える余地はあるかもしれないと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そろそろ時間の問題もあるのですが、ほかに御発言はありますか。

梶川委員が御到着になりました。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 申し訳ございません、もうほとんど終わりにかけに入らせていただきまして。

ちょっとこのPCB費用の話というのは多分、ちゃんとつかめているかどうか分からないのですけれども、男澤委員がおっしゃられた——安念委員ですか、言われていた、会計処理的には少し各社個別の考え方はあるとは思いますが、私はこういう比較パブリックス、公益性の高い送配電事業の規制期間内での処理ということで考えた場合には、本来起因する要素が行われている費用についての処理というのは、先ほど言われた資産除去債務なり本来の引当なりということで大体カバーしたほうがよくて、規制期間の中で追加的に負担する要素ではないように思います。各社の会計的な解釈というのはそこでされていると思うんですけれども、今の規制期間内のコストをどう把握するかという、ここでの議論では一律に考えて、それは規制期間内に帰属する費用ではないような気がいたします。ちょっと議論が、ここの直後に聞いた話に近いものですので、ちょっと全然論点がずれているかもしれないのですけれども、すみません。

○山内座長 いえ、そんなことないです。非常に参考になりました。ありがとうございます。

それでは、この問題については、まずは今いろいろ御意見出ましたので、それについて事務局でちょっと咀嚼していただいて、考え方を示していただきたいと思います。それで、今日のところはちょっとこれは結論が出ないということだと思いますので、改めて確認していただくということだと思います。幾つか論点がありましたよね。それについて、それぞれについてまとめていただければというふうに思います。

ほかによろしいですか。恐らく今回は非常にここが一番ポイントかなというふうに思いますので。

それでは、時間の問題もございますので、次の議題に進ませていただきます。

次は、事業報酬率の検証結果ですね。これについてお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4につきまして、ちょっと時間の関係もありますので、少し内容をはしょらせていただきながら説明させていただきます。

2ページですけれども、本日の検証内容でございますけれども、この事業報酬のうち、特に事業報酬率ですね。事業報酬はレートベースに率を掛けて計算されますけれども、この率について検証いただきたいと。この事業報酬率の算定方法については、第2規制期間に向けてはいろいろ見直しをするということでもありますけれども、第1規制期間の考え方についてはもう既に議論がされております。指針上は、現行託送料金制度における算出方法を基本として数値のチェックをするということになっております。この数値のチェックを事務局で行いましたので、御報告いたします。

3ページ、4ページは少し割愛させていただきまして、5ページですけれども、事業報酬率につきましては、「自己資本報酬率×30%＋他人資本報酬率×70%」ということで、自己資本報酬率と他人資本報酬率の加重平均となっております、そのウェイト付けは30%と70%となっております。

次のページが規定です。

7ページ目ですけれども、自己資本報酬率の算出方法も既に規定がございまして、公社債利回り実績率と全産業の自己資本利益率を用いて、これも中でウェイト付けをして加重平均をして出すことになっています。β値というのが各社の経営のリスクの度合いでございまして、これが1に近付けば全産業の平均的な事業リスクに近いということで、全産業自己資本利益率並みになっていきまして、逆にリスクが小さいとなれば公社債利回り実績率のほうに近くなっていくと。これが自己資本報酬率でございます。

他人資本報酬率のほうは、公社債利回り実績率プラス、リスクプレミアムを乗せて計算するというようになっております。

8ページ目以降で具体的な数字のチェックを行っております。

9ページ目、先ほど申した計算式の説明になります。

10ページ目以降で具体的に御説明します。

β値、このリスクの度合いですけれども、これは東日本大震災前5年間の親会社、電力会社のグループ会社全体の――当時は一貫体制でしたので、そのβ値を使うということになっておりまして、この数値は0.42ということになっております。この数値を各社使っているということは確認しております。

11ページですけれども、公社債利回りについては過去5年間で0.08%でございまして、これも各社使っている数字であると確認しました。

12ページですけれども、全産業自己資本利益率、これは9.52%でありまして、実際そのように10社で使っております。

ということで、13ページでございましてけれども、まとめると、自己資本報酬率については4.05%が妥当と考えるところでして、実際各社もそのようにしております。

14ページ以降ですけれども、他人資本報酬率の検証になります。他人資本報酬率につきまして、先ほど御説明したとおり、公社債利回り実績率＋リスクプレミアムになっておりますけれども、16ページ、公社債利回りにつきましては、これは過去5年間平均で0.10%ということになっております。

それから、17ページですけれども、リスクプレミアムについては、これは東日本大震災前5年間のリスクプレミアムを使うということになっておりまして、これは0.31%であると認識しております。10社においてもこの数値を使っていることを確認しました。

ということで、18ページですけれども、他人資本報酬率は結果としては0.10%＋0.31%で0.41%となると事務局は考えておりまして、各社もこの数字を使っていることを確認しました。

20ページですけれども、ということで、自己資本報酬率4.05%と、他人資本報酬率を30%と70%のウェイト付けで加重平均を行うと、1.5%となります。現行の、現在の託送料金、この時点の託送料金の事業報酬率は1.9%で計算されていますので、0.4%の引下げとなります。なお、地域間連系線などについてはこの追加事業報酬率というものが適用されて、これは1.5%×1.5ということで2.25%が適用され则认为しております。

まとめでございまして、22ページで、事業報酬率1.5%ということになりますと、10社計のレートベースが78兆円ということでございまして、1.5%を掛けると事業報酬で1兆1,788億円、追加事業報酬が80億円という結果になります。

それから、23ページですけれども、今回、現行託送料金の1.9%から1.5%に下がりますので、その影響額ということで計算しますと、約3,000億円ほど事業報酬が下がるということになります。

24ページは、レートベースの対象資産ということで、電気事業関係の資産がレートベースになります。電気事業資産と、あと建設中の資産は50%、建設仮勘定の50%をレートベースの対象にすると。あと、ちょっとどういうものがあるかは確認していきますけれども

特定投資と、あと運転資本については営業費の1.5か月分という、こうしたものがレートベースに入っていくまして、これはそれぞれ確認をしてまいります。

事務局からの御説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、事業報酬率ですけれども、これは基本的にルールはもう事前に決めてあって、そういう形で計算するとこの割合になりますと。1.5%ね。それを使って各社がちゃんと計算しているかどうかを確認したというのが1つですね。ですから、ルールについて議論し始めるとまた大変なので、そういったところから御議論いただければというふうに思います。いかがでございましょう。

特によろしいですか。今申し上げたとおりでございまして、その意味では細かい点について議論、適用の数字ということになるとなかなかこれは難しいですが、よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、この事業報酬率の検証結果については皆様に御理解いただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、先ほどの件ですけれども、制御不能費用という、これはP C Bのところは皆さんから御意見を頂きましたが、ほかのところについては特に御意見を頂いておりませんので、ほかのところについては皆さんに御同意いただいたということの理解でよろしいですかね。何か追加的にありますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 すみません、P C Bの処理以外のところで発言していなかったのも、ごめんなさい、前のラウンドの話です。

伐採費用については関西電力の説明は一応合理的だと思いますし、設備の合理化についても、それが行われている系統、3社間のループの話もそうだし、それから黒部から来る送電線を、連系線を介するように変えるようなことを、この委員会でも別の委員会でも御報告いただいて、それぞれ高く評価されている。それぞれ効率化に努めているという説明は納得した。でも、少し関西電力は考えてほしい。こんな合理的な対応が何でこんなに遅れたのかと不満を持っている人がいることは十分に頭に入れていただきたい。もうそんな大昔のことを覚えている人は、今ではほとんどいないと思うのですけれども、昔々、大昔、御社の大幹部が送電網の設備形成に関してどういう発言をされていて、その結果として合理化・効率化がどれだけ遅れたのかという点をまだ不満に思っている人たちからすると、

効率化のためにこんなに多大な努力をしているという説明が素直に受け入れられない。こういう人もいることは十分考えて、これからも合理化を早いスピードで進めていただきたい。黒部と同様のことは木曽川のほうでもできないのですか、という点は私も注目している。今後も努力を続けていただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。関西さん、何かありますか。

○寺町オブザーバー ありがとうございます。今の御発言をしっかりと胸に刻みまして今後の検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに何か御意見は。

それでは、よろしいですかね。先ほどP C Bのところは事務局で整理していただいて、幾つか論点は私もあったと思います。ちょっと後で話させていただきたいと思います。それでまた次の機会にここで確認をしたいというふうに思います。それ以外のところは御納得いただいたということで、今日の議論は終了とさせていただこうと思いますが。

それでは、以降の議事は事務局のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第18回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——